平成２５年（フ）第５８６号
川崎市中原区小杉町３丁目414番地　公団住宅301
債務者　橋本　友子
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５９１号
岡山市南区福富中２丁目６番34号
債務者　池永　美加（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５９５号
岡山市中区門田屋敷本町５番３－４号　木村ビル、旧住所岡山市北区大供１丁目５番４号
債務者　木口　惠子
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７６５号
神奈川県藤沢市辻堂元町４丁目３番５号　エステート辻堂201号
債務者　長田　三郎
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９４号
石川県能美市大長野町ト73番地１　アパルトマンＵⅡ104号、従前の住所石川県白山市徳丸町470番地１　ローレンスⅡ205号室
債務者　三島竜太郎
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午前11時
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第５００４号
大阪府門真市脇田町８番２号
債務者　有馬　淑江
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０６号
愛知県豊川市伊奈町南山新田305番地９　タウンシャトー伊奈103号
債務者　岡田　　弘
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月17日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第２１８号
愛知県豊橋市大山町字西大山17番地３
債務者　金沢ソニアこと　アスコナ　デ　カナザワ　ソニア　ラケル
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月10日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第６０６号
栃木県宇都宮市宮園町２番４号　プレゾン・マロニエ403号、前住所栃木県宇都宮市簗瀬４丁目24番17号　プロバンスＩＭＡＩ106号
債務者　田﨑　弘美
1　決定年月日時　平成25年12月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６１６号
栃木県真岡市荒町３丁目40番地28　ブランドール篠崎201号
債務者　岩﨑　雅美
1　決定年月日時　平成25年12月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６２１号
栃木県宇都宮市石井町2983番地９　ビーラインイシイＤ106号
債務者　根本　晃吉
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月31日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６２３号
栃木県宇都宮市峰町272番地４　キャッスル峰壱番館504号室
債務者　阿藤　英利
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月31日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６２９号
栃木県小山市中久喜446－３　プルミエール黒崎１－305大森栄方、住民票上の住所東京都大田区羽田三丁目24番15号　平林方
債務者　土屋賢次郎
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５４２号
岡山市東区藤井183番地２
債務者　入江　昭光
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６０３号
岡山市南区三浜町１丁目14番７号
債務者　大戸　　惠
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部